

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html

執行機関名 高知県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第九の項 県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条	高知県私立高等学校等就学支援金交付金交付要綱 第2条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 県は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、 <u>県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして施行規則第2条各号に掲げるもの(以下「私立高等学校等」という。)</u> に在学する生徒であって、日本国内に住所を有する者(以下「生徒」という。)のうち、法第4条の規定により就学支援金の受給資格を有すると認定を受けた者(以下「受給権者」という。)の授業料に充てるものとして、予算の範囲内において就学支援金を支給する。
⑦ 独自利用事務の関連規範		高知県私立高等学校等就学支援金交付金交付要綱